

富士宮市「TOUKAI-0」総合支援事業 ブロック塀等の安全確保事業費補助金制度のご案内

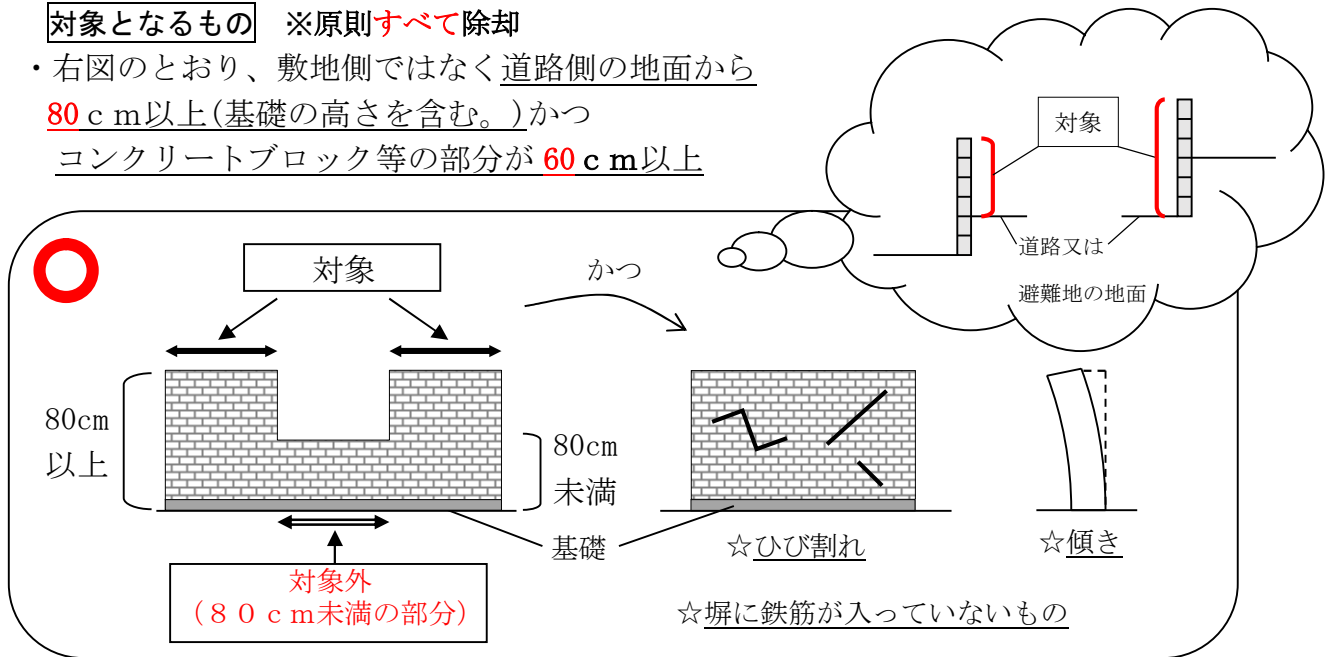
富士宮市では、地震発生時において、道路、避難路又は避難地に面しているブロック塀等の倒壊又は転倒による災害を防止するため、ブロック塀等の除却、フェンス等の設置及び生垣の設置の費用の一部について、助成する制度があります。

除却のみ

道路又は避難地に面する危険なブロック・石・レンガ等による組積造の塀を除却するもの

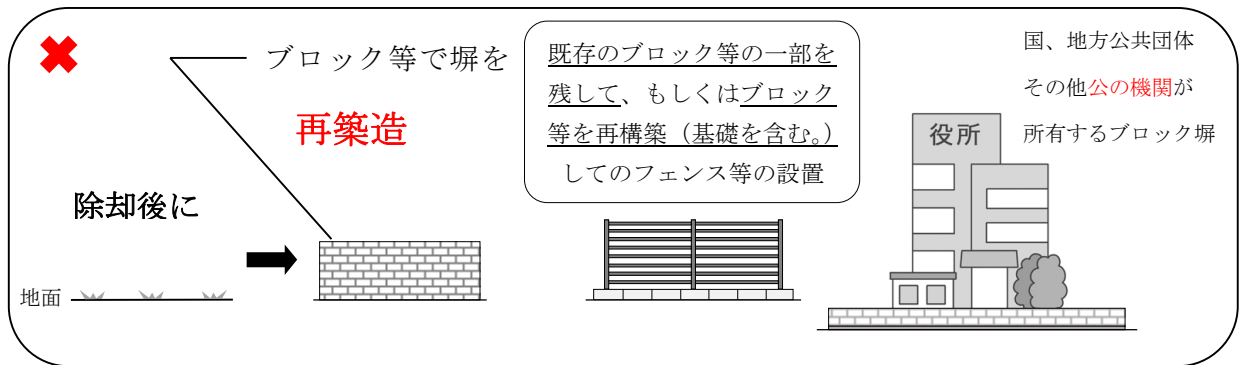
対象となるもの ※原則**すべて**除却

- ・右図のとおり、敷地側ではなく道路側の地面から80cm以上(基礎の高さを含む。)かつ
コンクリートブロック等の部分が60cm以上



補助対象とならない例

- ・既にブロック塀等の除却が完了しているもの(事後の申請)
- ・ブロック塀等の除却に関する他の補助を受けているもの



補助金額

○緊急輸送路に指定された避難路又は避難地沿い

(国道、県道、市道の一部の沿線や学校などに隣接した場所
御確認はお気軽に建築住宅課窓口までお願いいたします。)

除却に要する費用と基準額(延長[m]×9,200円)の少ない方の9/10以内の額(千円未満切捨)。

限度額は1敷地につき **30万円**

○上記以外の道路沿い(建築基準法で認められていない私道を除く。)

除却に要する費用と基準額(延長[m]×9,200円)の少ない方の3/4以内の額(千円未満切捨)。

限度額は1敷地につき **20万円**

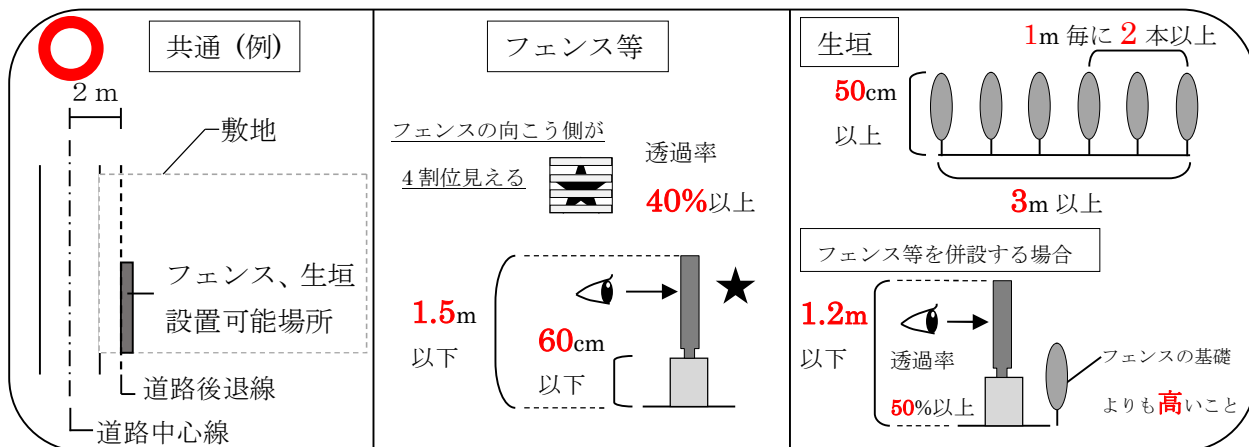
除却 + 設置

避難路又は避難地に面する危険なブロック・石・レンガ等による組積造の塀を除却し、その後フェンス等や生垣の設置をするもの(除却した塀の幅を超えないものに限る。)

対象となるもの

[共通]

- ・ 除却のみの対象要件に該当すること ※表面参照
- ・ 法令の規定により道路の境界線とみなされる線(建築後退線又は事業認可道路予定線等)より建物用地側にフェンス等又は生垣の設置を行うもの



補助対象とならない例

- ・ 除却事業の補助対象とならない例に記載されたもの ※表面参照
- ・ 設置したフェンス等又は生垣が対象要件に該当しないもの
- ・ 芝生、草花又はプランター等、移動が可能なもの

補助金額

○ブロック塀等除却 ※フェンス等設置、生垣設置共通

除却に要する費用と基準額(延長[m]×9,200円)の少ない方の 3/4 以内の額(千円未満切捨)。

限度額は1敷地につき 20万円

○フェンス等設置

フェンス等設置に要する費用と基準額(延長[m]×38,400円)の少ない方の 1/3 以内の額(千円未満切捨)。

限度額は1敷地につき 16万6千円

○生垣設置

生垣設置に要する費用と基準額(延長[m]×38,400円)の少ない方の 2/3 以内の額(千円未満切捨)。

限度額は1敷地につき 33万3千円 (フェンス等を併設した場合もこの金額が上限)

その他

- ・ 見積書や領収書は除却部分、フェンス等の設置部分又は生垣設置部分をそれぞれ明確にし、事業完了を証する写真はブロック塀等の除却後、フェンス等や生垣の設置後のものをそれぞれ用意するようにしてください。(除却のみの場合は除却に係る部分に限る。)
- ・ 補助事業は年度内に執行していただきます。なお、補助は予算の範囲内で行われるため、受付や事前協議書を提出しても補助対象とならない場合があります。
- ・ 生垣の設置のみ(ブロック塀などの除却を伴わないもの)の補助もあります。

問い合わせ先

富士宮市役所 建築住宅課 建築指導係 電話 0544-22-1229、ファクス 0544-22-1208